

第1章 取手市のみどりの現況と課題

1 緑の現況

1-1 みどりの量と分布

(1) 緑地面積・分布状況

本市の土地利用は、南西側の取手地域の市街地、東側の藤代地域の市街地、これら2地域を結ぶ国道6号沿道、市街化調整区域※の田園地帯で構成されています。土地利用の割合は、農地、山林、水面、原野等の自然的土地利用が約6割、住宅、商業、工業用地等の都市的土地利用が約4割となっています。

既成市街地※内の緑は、公共施設等の施設緑地※、大規模工場等の緩衝緑地※、都市公園※、山林等で構成され、その大半が山林で占めていますが、市街地内の緑は限られます。

一方、田園地帯では緑の量が多く、その多くは農地で構成されています。その他、北部の小貝川沿い、南側の利根川沿いに緑が分布しています。

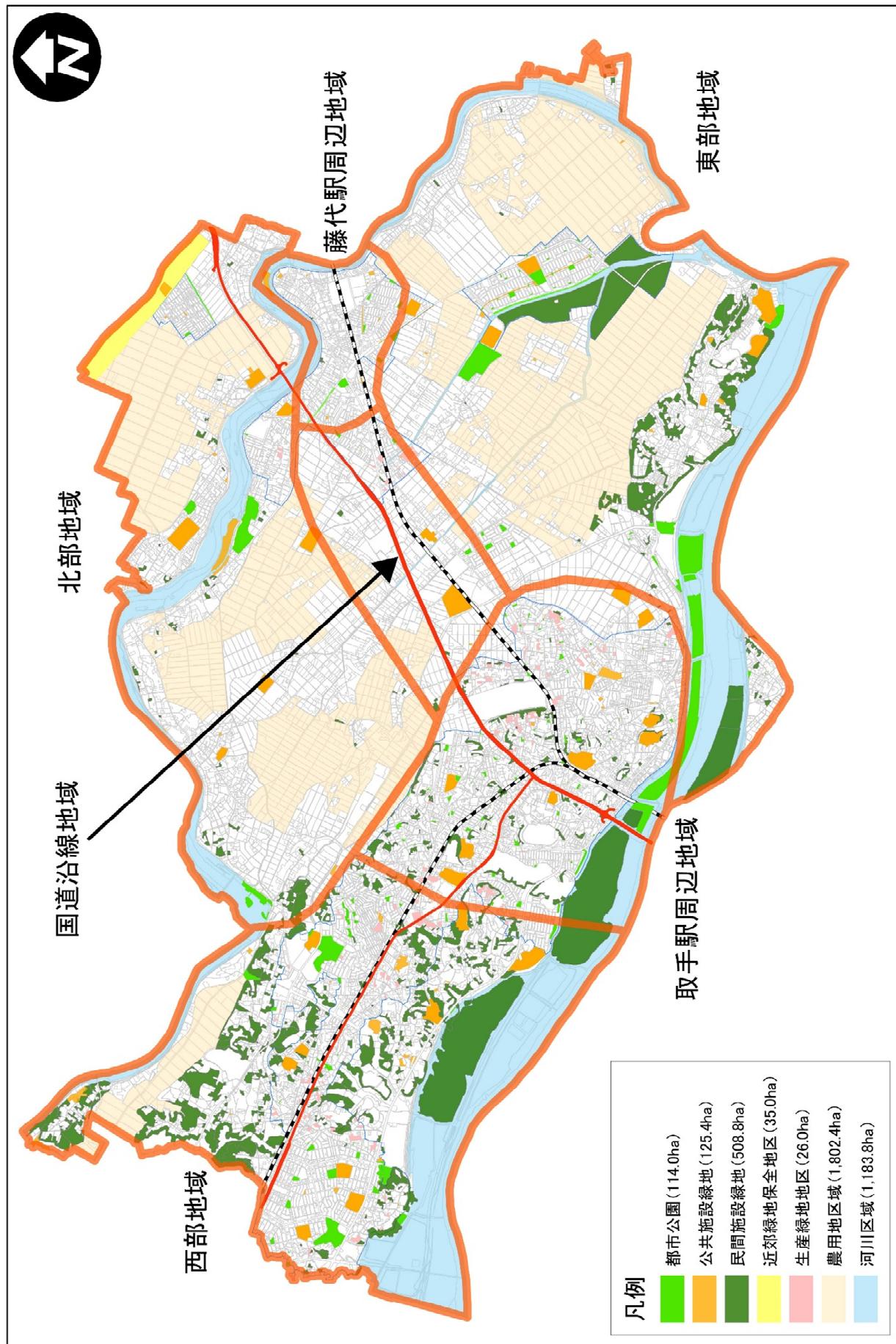
緑地面積を集計した結果、当市における緑地率は約50%となっています。

■緑地面積の集計

緑地種別	集計年次・区分	計画策定期(H27)				実績(R6)				備考	
		市街化区域		市全域		市街化区域		市全域			
		力所	面積(ha)	力所	面積(ha)	力所	面積(ha)	力所	面積(ha)		
都市公園	街区公園	119	13.8	138	23.3	127	14.5	146	24.1		
	住区基幹公園	6	18.1	6	18.1	6	18.0	6	18.0		
	近隣公園	0	0.0	1	10.0	0	0.0	1	10.0		
	地区公園	0	0.0	1	26.0	0	0.0	1	46.0		
	都市基幹公園	125	31.8	146	77.4	133	32.4	154	98.0		
	運動公園	4	1.7	5	7.2	5	2.7	7	13.8		
	基幹公園計	1	1.5	3	2.2	3	2.2	3	2.2		
	都市公園計 ①	130	35.0	154	86.9	141	37.4	164	114.0	都市公園法規定公園	
	公共施設緑地 ②	51	52.1	113	130.4	47	50.6	100	125.4	未公告・県設置公園、市民緑地、ふれあい農園、学校等	
	都市公園等計 ③(=①+②)	181	87.1	267	217.3	188	88.0	264	239.4		
民間施設	民間施設緑地 ④	—	127.1	—	510.7	—	124.4	—	508.8	ゴルフ場、山林	
	施設緑地 計 ⑤(=③+④)	—	214.2	—	728.0	—	212.4	—	748.2		
	緑地保全地区	0	0.0	1	35.0	0	0.0	1	35.0		
	生産緑地地区	121	29.8	121	29.8	107	26.0	107	26.0		
	その他法によるもの	—	14.5	—	2,986.8	—	14.5	—	2,986.2	農用地、河川区域	
	法によるもの 計 ⑥	—	44.3	—	3,051.6	—	40.5	—	3,047.2		
	条例等によるもの ⑦	7	3.6	16	7.0	7	3.6	17	7.3	条例による保存緑地	
	小 計 ⑧(=⑥+⑦)	—	47.9	—	3,058.6	—	44.1	—	3,054.5		
	地域性緑地間の重複 ⑨	0	0.0	1	0.2	0	0.0	2	0.5	河川区域×条例保存緑地	
	地域性緑地 計 ⑩(=⑧-⑨)	—	47.9	—	3,058.4	—	44.1	—	3,054.0		
緑地	施設・地域制緑地間の重複 ⑪	2	1.0	12	199.3	2	1.0	12	224.5	河川区域×ゴルフ場・公園等、山林×条例保存緑地	
	緑地 総計 ⑫(=⑤+⑩-⑪)	—	261.1	—	3,587.0	—	255.5	—	3,577.6		
	都市計画区域面積 ⑬	—	1,809.0	—	6,994.0	—	1,809.0	—	6,994.0		
	緑地率 (⑫/⑬)	—	14.4%	—	51.3%	—	14.1%	—	51.2%		

注：計画策定期(H27)面積は、今回の見直しに伴い、集計項目を精査し再計算した値

■ 緑の現況図

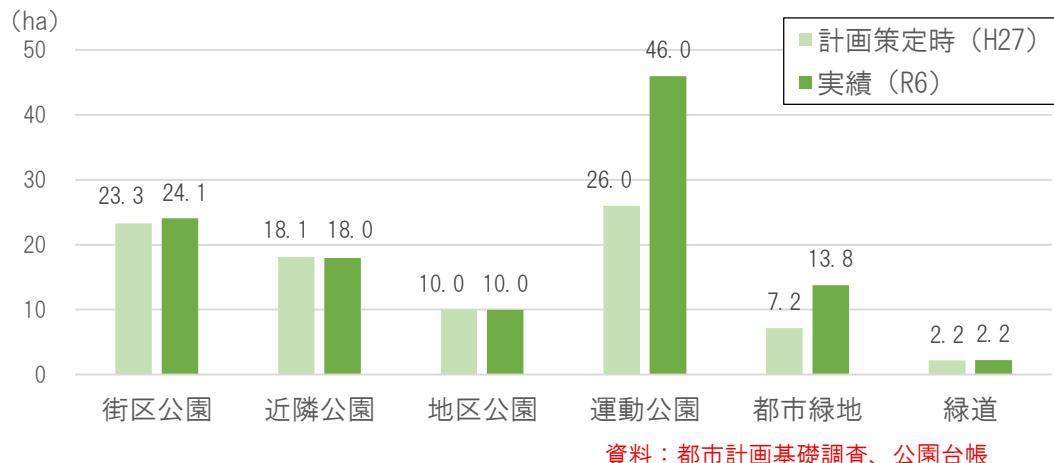


(2) 都市公園の整備状況

街区公園※、運動公園※、都市緑地※の面積が増加しています。

市街化区域※には多くの街区公園※に加え、ちびっこ広場等があり、ほぼ誘致圏は充足していますが、取手駅東側、藤代駅周辺など、一部誘致圏外の区域があります。

■都市公園面積の推移

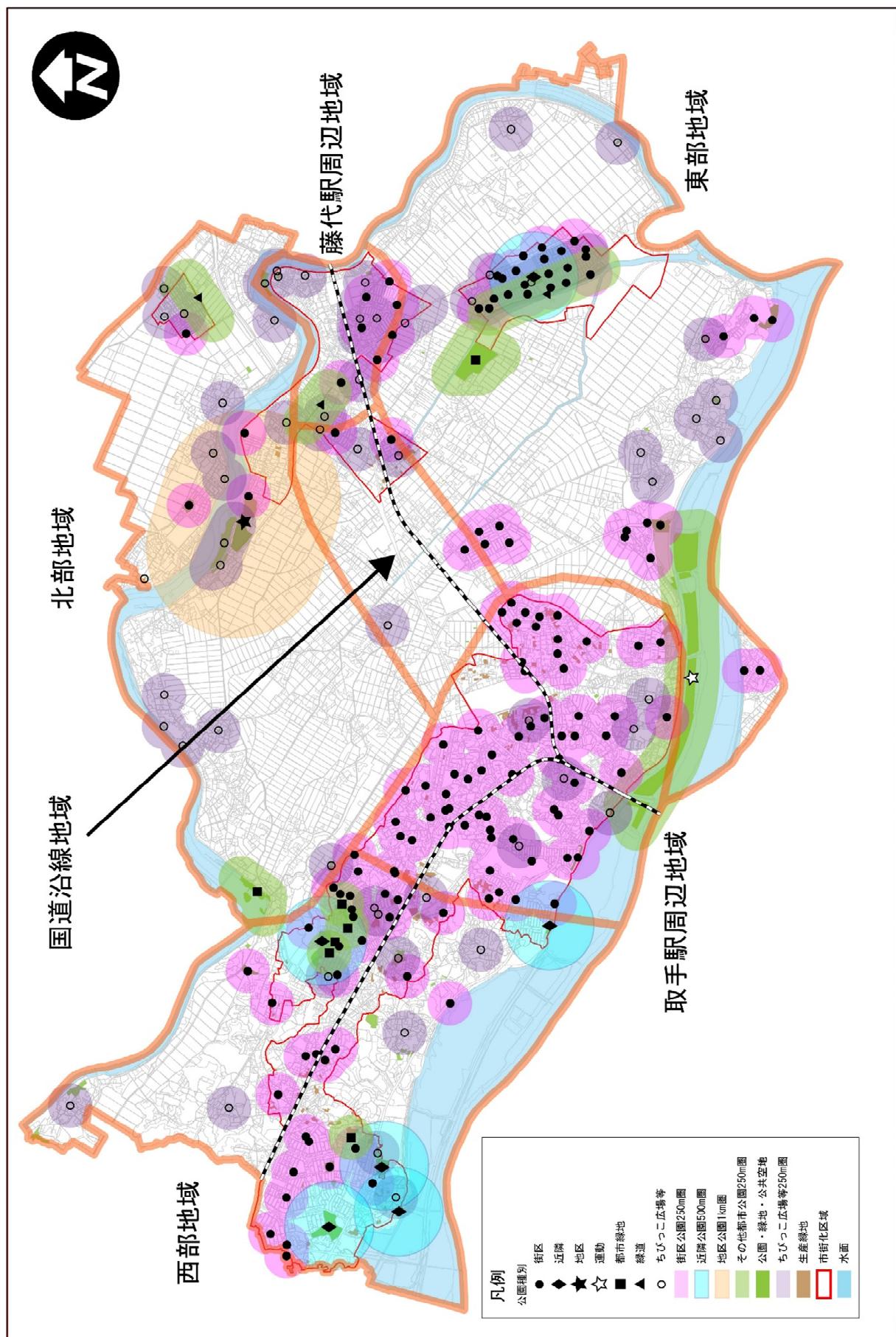


■都市公園の種別・内容

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地※等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

資料：国土交通省都市局公園緑地・景観課ホームページより

■公園及び都市緑地の分布と誘致率



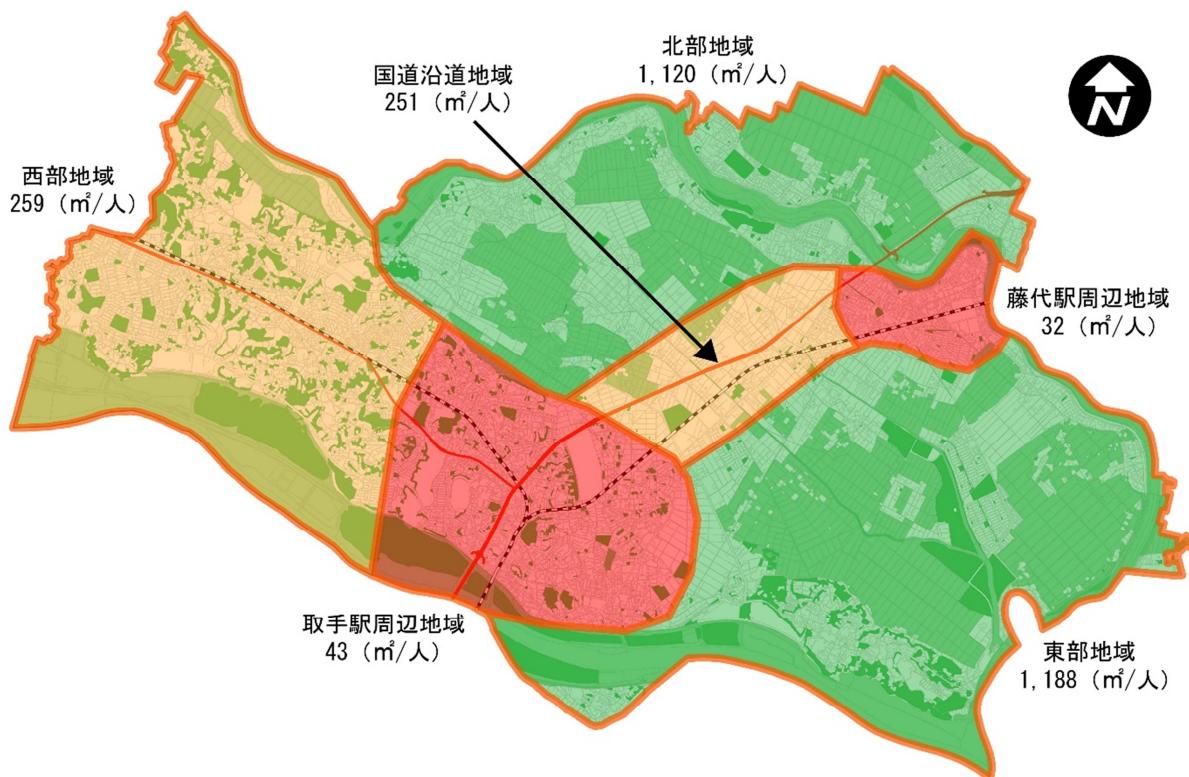
(3) 一人あたり緑地面積

一人あたりの緑地面積は、田園地域である北部・東部の2地域で特に多くなっています。

次いで、市街地と田園が混在する西部地域、農地と集落・国道沿道の業務施設等が混在し、人口の少ない国道沿道地域で比較的多くなっています。

地域内の大半を市街化区域※が占める取手駅周辺・藤代駅周辺の2地域では特に少なくなっています。

■地域別の人あたり緑地面積



地域区分	地域別緑地面積 ①	地域別人口 ②	一人あたり緑地面積 (①÷②)
取手駅周辺	180.1 ha	41,500 人	43 m ² /人
藤代駅周辺	34.2 ha	10,600 人	32 m ² /人
国道沿道	72.9 ha	2,900 人	251 m ² /人
北部	1,041.5 ha	9,300 人	1,120 m ² /人
東部	1,496.7 ha	12,600 人	1,188 m ² /人
西部	752.2 ha	29,100 人	259 m ² /人
合 計	3,577.6 ha	105,900 人	338 m ² /人

注：人口は令和6年4月1日の住民基本台帳町丁字別人口を地域別に集計し、100人未満を四捨五入した値

1-2 みどりに関する市民の意識

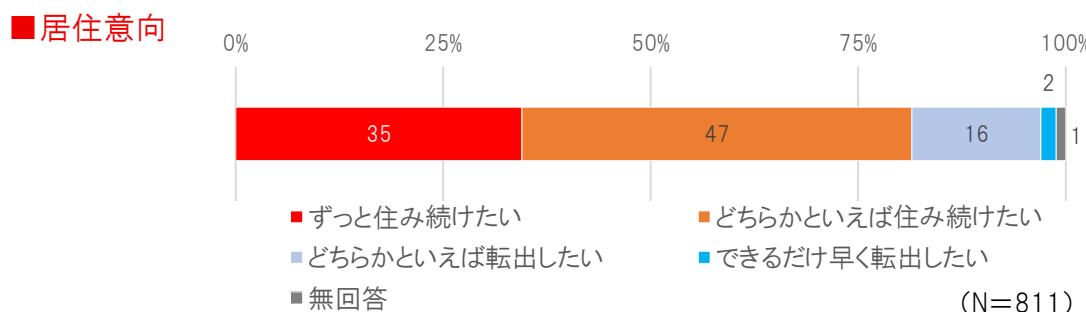
市では、「とりで未来創造プラン 2024」の策定に際し、市民意向調査を実施しており、同意向調査より、みどりに関する市民意識を整理します。

(1) 居住意向・住み続けたい理由

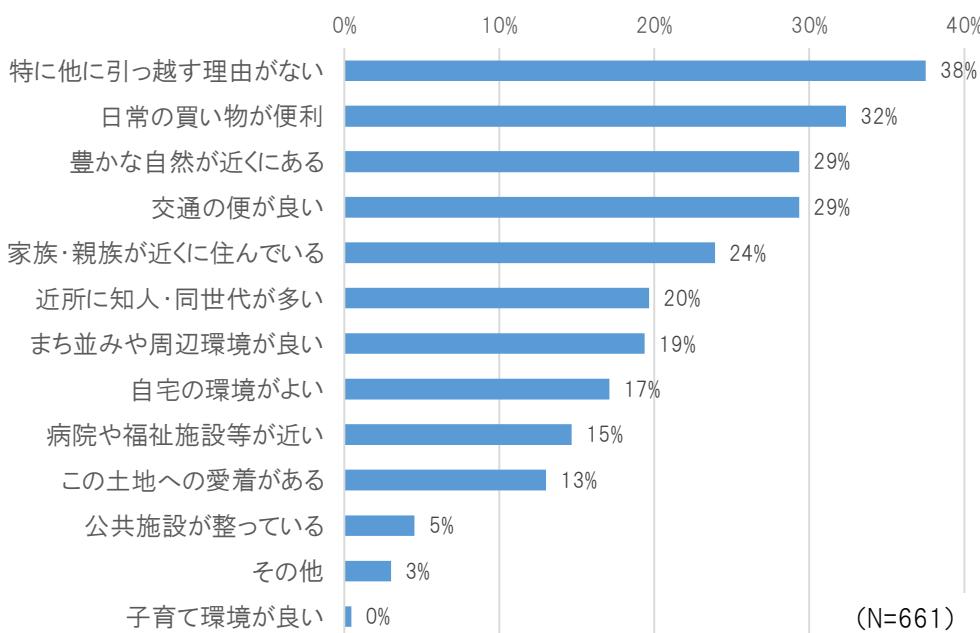
居住意向では、「ずっと住み続けたい」が 35%、「どちらかといえば住み続けたい」をあわせると 82%の市民が居住継続の意向を示しています。

住み続けたい理由（3つまで回答）では、「特に他に引っ越す理由がない」を除く具体的な理由としては、買い物、交通の利便性とともに「豊かな自然が近くにある」が 29%と多く、周辺に広がる水辺や田園環境などが評価されていると考えられます。

一方で、「街並みや周辺環境が良い」は 19%となっており、市街地の緑や公園、景観などはやや評価が低くなっています。



■住み続けたい理由



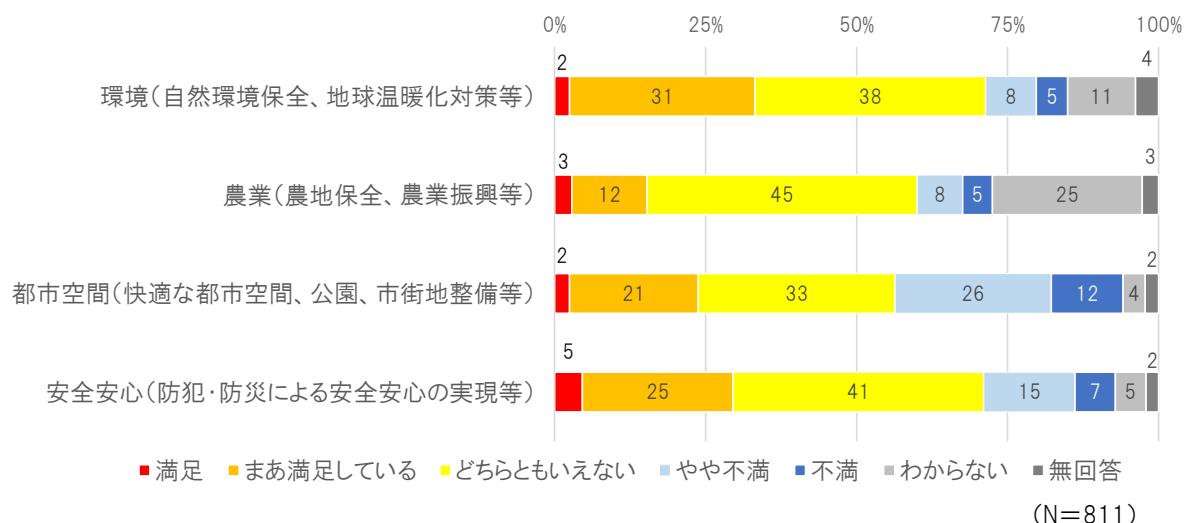
(2) みどりに関する分野別の満足度

公園・緑地等に関連する分野における満足度は以下のとおりです。

いずれの分野においても「どちらともいえない」が最も多くなっていますが、「環境（自然環保全、地球温暖化対策等）」及び「農業（農地保全、農業振興等）」、「安全安心（防犯・防災による安全安心の実現等）」では、いずれも満足（「満足」と「まあ満足」の合計）が、不満（「やや不満」「不満」の合計）を上回っており、なかでも「環境」は、満足が不満を大きく上回り、評価する市民が多くなっています。

「都市空間（快適な都市空間、公園、市街地整備等）」は、「どちらともいえない」、「わからない」の比率が最も少なく、市民の関心の高い分野と考えられますが、不満が満足を上回っており、市街地内の緑・公園・景観等に関し、不満を感じている市民が多いと考えられます。

■みどりに関する分野別の満足度



2 みどりに関する課題

2-1 グリーンインフラとしての“みどり”の活用

持続可能な社会の形成に向け、みどりをグリーンインフラ※ととらえ、その多面的な機能を活用し、社会の様々な課題解決に役立てていく視点が重要となっています。

本市の社会課題や関連計画の動向等を踏まえると、以下のようなみどりの多面的な機能を効果的に活用し、環境との共生や生活の質の向上に取り組んでいく必要があります。

■取手市におけるグリーンインフラ※活用の方向性

社会課題	グリーンインフラ※として期待されるみどりの機能
低炭素・循環型社会への対応	<ul style="list-style-type: none">・市街地を囲む広大な自然的土地利用によるヒートアイランド※の緩和・樹木・樹林による二酸化炭素吸収、緑陰等の提供・緑のカーテン、壁面・屋上緑化などによるエネルギー効率の向上・農地における環境保全型農業、地産・地消など循環型経済への貢献
自然環境・歴史環境の継承	<ul style="list-style-type: none">・河川と田園を基盤とする郷土景観による安らぎの提供、地域への愛着の醸成・河川・農地・樹林地等の多様な生き物が生息・生育する場の確保・植栽地・非舗装地等による水源涵養
都市の魅力・にぎわいの創出	<ul style="list-style-type: none">・再開発等の緑を活かした空間デザインによる魅力的なにぎわい交流拠点の形成・地域の自然や歴史を活かした魅力ある観光資源による交流人口の取り込み
快適な暮らし・親密なコミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none">・多様な世代のニーズに応える身近な公園による憩いの場の提供、散歩や立ち話などの交流機会の誘発・街路樹、公共施設・民間施設の緑化空間、住宅の生垣や庭木などの緑豊かな街並みによる快適な住環境の形成・公園等の維持管理活動を通じたコミュニティの育成
子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・遊具等のある身近な児童公園等による安全な遊び場の提供・レクリエーション等の機能を備えた公園によるファミリーで楽しめる場の提供・緑・水辺等を活かした公園による環境学習等の場の提供
健康・スポーツ等ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none">・運動・スポーツ等の機能を備えた公園による健康づくり・スポーツの場の提供・遊歩道、サイクリングロード等の安全・快適な歩行者・自転車空間の提供
災害への対応	<ul style="list-style-type: none">・市街地内の緑地・オープンスペースによる延焼防止効果の向上・斜面樹林等による土砂災害の抑制・身近な公園、大規模公園等による災害発生時の集合場所、安全な避難場所の提供

2-2 市のみどりの特性と課題

みどりの現況及び、前項で整理したグリーンインフラの活用の視点を踏まえ、本市のみどりの特性と課題を以下のとおり整理します。

(1) 郷土環境を構成する水辺・田園・樹林地の継承

- ・取手市の基盤となる自然環境・郷土景観は、市のシンボルともいえる利根川・小貝川とその河川敷等の良好な水辺環境、その周辺に広がる農地・集落など豊かな田園環境、屋敷林※・社寺林※・斜面林等の市街地や農村の近傍に残存する樹林地により支えられています。
- ・市民においても身近な自然環境に関する評価は高く、また、生き物の生息空間としても重要な場となっており、これら水辺・田園環境・樹林地の自然を維持・保全し、次代に継承していく必要があります。



(2) 水辺を活かした健康増進・レクリエーション機能の充実

- ・利根川や小貝川沿いには、スポーツ・レクリエーション機能等の充実した公園やサイクリングコース等が整備され、水辺環境を活かした取手ならではの公園として親しまれています。
- ・高齢化社会において健康づくりが社会課題として注目されるほか、子育て世帯への対応として、ファミリーで楽しめるレクリエーション等の場へのニーズが高まっており、健康増進・レクリエーション機能の一層の充実が求められます。



(3) まちの活性化を支える拠点空間の魅力化

- ・市では、少子高齢化・人口減少化が進む社会環境への対応として、コンパクトな都市構造※を目指し、その活性化の拠点として、都市機能誘導区域を指定し、開発事業等が推進・計画されています。
- ・市への定住・移住を促すうえで、これら拠点においては、利便性を高める都市機能の集積が求め



られるほか、にぎわいを促す質の高い景観・交流空間の提供が重要であり、緑を生かした快適かつ魅力的な空間デザインに努めていく必要があります。

(4) 子育てやコミュニティの場となる身近な公園の充実

- ・市街地内には小規模な街区公園※等は多く整備されていますが、近隣公園※等の比較的規模の大きな公園は限られ、公園による多様な機能の提供は十分なものとはなっていません。
- ・近隣公園※等が不足する地区において拠点的な公園の整備を検討するほか、子育て世帯やコミュニティのニーズに応じた小規模公園の機能分担、施設改修を図るなど、既存の資源を生かした公園機能の充実に努めていく必要があります。



(5) 暮らしを彩る緑豊かな街並みの形成

- ・市のいくつかの街路では街路樹が整備され、良好な景観形成や快適な歩行者空間の提供に寄与しています。
- ・これら街路樹を保全するとともに、主要な都市拠点・公共施設等へのアクセスとなるなど、市民生活を支え、歩行者・自転車等利用の多い街路においては、街路樹の充実や更新、新たな街路樹整備等を検討していく必要があります。
- ・公共施設や民間施設の敷地内植栽、住宅の生垣・庭木等は、緑豊かな街並みの基盤となる緑であり、潤いのある生活環境を形成するうえで、これら敷地内緑地の保全・充実に努めていく必要があります。
- ・社寺林※・屋敷林※などは地域の歴史を留め、長い年月を経て生育した風格を備えた緑であり、地域らしい景観を継承するランドマークとして、積極的な保全に努めていく必要があります。



(6) 防災性を高める緑の保全・充実

- ・都市において緑地やオープンスペースは、市街地火災等の延焼防止効果を発揮するほか、被災時の安全な避難場所として重要な空間であり、市内の主要な公園・公共施設等は、避難場所・広域避難場所として指定されています。
- ・市街地内の防災性向上のため公園、緑地、農地などの保全に努めるほか、避難場所として指定される公園等において、防災機能の充実に努めていく必要があります。
- ・近年、地球温暖化の影響によりリスクが高まっている豪雨・土砂災害等に対しては、災害危険区域における開発抑制・樹林の保全等に努めるほか、雨水浸透や貯水機能などを踏まえた公園緑地の活用を検討していく必要があります。



(7) 協働で緑を育む体制づくり

- ・長期的な人口減少傾向が予想され、財源が限られる社会環境にあって、公園緑地の維持管理に関しては、計画的・効率的な取り組みが求められています。
- ・市民やNPO^{*}等による公共のみどりの維持管理、自主的な緑化活動なども今後、一層重要性を増すものと考えられ、活動の場の提供や支援体制の構築が求められます。

